主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

論旨は、要するに、禁猟区設定行為が行政事件訴訟法三条にいう行政庁の処分に あたると主張し、そのことを前提として、本件訴を却下した原判決は、鳥獣保護及 狩猟二関スル法律(昭和三七年法律第一四〇号による改正前のもの。)一条四項、 九条、一一条、二一条の解釈適用を誤り、憲法一四条に違背する、という。

しかし、禁猟区設定行為が行政事件訴訟法三条にいう行政庁の処分にあたらない とした原審の判断は、相当であつて所論法令違背の違法はなく、違憲の論旨もその 前提を欠くに帰し、論旨は、排斥を免かれない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長	表判官	奥	野	健	_
	裁判官	草	鹿	浅 之	介
	裁判官	城	戸	芳	彦
	裁判官	石	田	和	外